

令和 8 から 10 年度 町立辰野病院照明 LED 化改修工事仕様書

令和 8 年 9 月

町立辰野病院

1 業務名

令和 8 から 10 年度 町立辰野病院照明 LED 化改修工事

2 業務の目的

町立辰野病院（以下、「当院」という。）は、平成 24 年 10 月に新築移転し、建築から約 14 年が経過している。

この間、地域医療を支える重要な拠点として運営してきたが、近年は地球温暖化対策の推進、エネルギー価格の上昇、施設の維持管理費の抑制などへの対応が求められている。

このため、本事業は、当院における既存照明設備を LED 照明へ改修することにより、省エネルギー化を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、電気料金及び維持管理費の縮減を通じて、環境負荷の低減及び財政負担の軽減に資することを目的とする。

また、本事業の実施に当たっては、継続的な医療提供に支障が生じないように配慮しながら、民間事業者の技術力やノウハウを活用し、効率的かつ円滑に事業を進めるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、設計施工一括発注方式により実施するものとする。

3 施工場所

町立辰野病院

1755 箇所（病院全館のうち、既に LED 化済みの箇所を除く）予定

1 F : 893 箇所 2 F : 461 箇所 3 F : 392 箇所 R F : 9 箇所

4 履行期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 23 日まで

5 提案限度額

150,000,000 円（工事費、設計費、監理費等を含む。）とする。

なお、提案額には消費税及び地方消費税を含むものとし、当該提案限度額を超える提案は無効とする。

6 提出書類

(1) 企画提案書提出時

- ① 実施工程表
- ② 施工計画書（施工体系図、緊急連絡体制等を含む）
- ③ 概略設計書
- ④ 使用機器提案書（図面）

(2) 契約後

- ① 実施設計書及び図面（紙媒体及びデータ）
提出期限：令和 9 年 1 月 15 日

(3) 工事完了時（完成図書として①から⑩をまとめて 1 部作成）

- ① 最終工事内訳明細書
- ② 業務完了届
- ③ 使用機器明細
- ④ アフターフォロー体制表
- ⑤ 使用機器一覧、取扱説明書、保証書
- ⑥ 各種測定結果報告書（電流値、絶縁値）
- ⑦ 廃棄物に関する報告書
- ⑧ 施工写真（施工前後）

- ⑨ 打合せ記録簿
- ⑩ その他必要と認める書類

7 業務概要

- (1) 設計施工一括発注方式であるため、現状にあった設計・工事・監理体制の提案・施工
- (2) 使用機器提案書の提出
- (3) 着工前提出書類の提出
- (4) 既設照明器具の撤去・処分及び LED 照明器具の新設
LED 照明は原則ランプ（玉・管）のみの交換を照明工事として認めない。ただし、手法がランプ（玉・管）のみの工法が適している場合はこの限りではない。
- (5) 完成図書の提出及び完了検査

8 対象範囲及び照明器具の仕様

- ① 原則、建物内全ての照明（既に LED 化しているものを除く）を対象とする。
- ② 入札公告に用いている電灯図面は建築時のものであり、以後 LED 化改修済箇所が 5 箇所あるため留意すること。（※改修済箇所は IF 南側内科スタッフ通路埋込下面開放 6 基のうち 5 基。）
- ③ 公表している以外の図面については、辰野病院において現地確認に併せて閲覧可とする。
- ④ 図面に記載のないパッケージによるシステムキッチン等の照明については、本業務には含まれない。
- ⑤ 非常照明・誘導灯設備のうち、誘導灯は本業務には含まない。階段誘導灯は本業務に含まれる。
- ⑥ 新設（改修）する照明器具等はすべて新品とし、中古品は認めない。
- ⑦ 新設する照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- ⑧ 新設する照明器具等は、国の指針や各ガイドラインを満たし、公共工事に適した機器を選定すること。
- ⑨ 仕様を満たさない製品であることが発覚し、当院（町）より指摘等があった場合は、速やかに受託者の負担で入替を行うこと。（入替までに負担増となる電気代の支払いについては、別途協議事項とする。）
- ⑩ 交換（改修）の必要がなく、既設器具を活用する場合、器具の仕様・劣化状態を確認し、必要であれば交換・補強等を行うこと。

9 取替作業等に関する仕様

現地調査・作業

- ① 現地作業を行うに当たり、各診療科の要望及び来院者に配慮し作業をすること。
- ② 院内の既設照明器具の位置・器具種別・数量・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路についても把握すること。
- ③ 使用機器提案書を作成し企画提案書提出時に提出すること。
- ④ 取替作業に当たっての安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した施設に対する不具合や事故への対応は、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑤ 作業に伴う足場等の仮設物について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。
- ⑥ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、範囲、期間等について提案書に記載し、選定された際には具体的な協議すること。
- ⑦ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前調整を要し、各診療科の調整を得て可とする。
- ⑧ 医療機器をはじめ机や椅子等の養生や移動については、事前協議すること。
- ⑨ 既設照明器具の撤去後の処分方法について、廃棄物に関する処理計画書にて提出すること。
なお、蛍光管等は水銀を流出させない措置、再生資源化を図ること。

- ⑩ 施工中に内訳明細書の内容と変更が生じた場合は、内訳明細書を基に変更内訳明細書を作成し、協議すること。

(2) 照明器具等の調達

- ① 使用機器提案書に基づいて照明器具等の調達を行うこと。
② 作業予定等により器具を一定期間保管する場合は、保管量及び場所を協議すること。

(3) 取替作業

- ① 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、関係法令を遵守すること。
② 照明器具以外に使用する材料を含め、新設する材料には中古品を使用しないこと。
③ 埋込型照明器具の取替において、既設開口と新設照明器具の間に隙間が生じる場合は、リニューアルプレート等により塞ぐこと。また、露出型照明器具を取替する場合は、既設照明器具の取付け跡が見えないように配慮すること。
④ 取替作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを測定結果として報告すること。
⑤ 取替作業後において、電流値及び照度測定を行い結果報告すること。
⑥ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
⑦ 取替作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

(4) 取替作業における留意事項

- ① 取替作業において、必要となる各種申請、届出等は、受託者の責任・費用において行うこと。また、仮設、取替方法及びその他必要な一切の作業は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
② 受託者は、取替作業完了後速やかに各診療科に報告し点灯確認をした上で、早期に部分使用が可能となるよう努めること。
③ 取替作業後、部分使用が遅れることにより施設運営に支障をきたす場合は、速やかに本業務担当職員及び各施設診療科責任者に連絡をすること。
④ 取替作業時の騒音、振動の低減に努めるとともに、騒音、振動の恐れがある場合は、事前に各診療科と協議し施設運営に支障をきたさないように配慮すること。
⑤ 作業中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は、当院（町）と速やかに協議し、受託者の責任において修繕等の対応を実施すること。

(5) 取替作業日、作業時間、作業スペース

- ① 取替作業日程、作業時間の調整は、受託者が行うこと。
② 入院病棟や透析センターなど常時患者が存する箇所はより慎重かつ綿密に調整を行うこと。
③ 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に作業を行う場合は、事前に計画書を提出し、本業務担当職員及び各診療科の了解を得た上で作業を行うこと。
④ 作業時間は、本業務担当職員及び各診療科と協議し決定すること。なお、イベントや繁忙期をずらす等、施設運営への影響を最小限にすると共に各診療科が通常勤務時間外に継続的に出務することがないように十分配慮すること。
⑤ 作業に供する車両の駐車スペース、また、交換する LED 照明器具及び撤去した既設照明器具の保管スペース等について、事前に協議し、必要スペースの確保を行うこと。
⑥ 作業に取り掛かるまでの期間、施設の保管スペースが確保できない場合は、受託者にて保管場所を確保すること。

(6) 安全管理

- ① 取替期間中は、作業に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ② 事故、火災等への対応について、受託者はあらかじめ緊急連絡体制を定め、施工計画書に記載すること。また、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じた上で、本業務担当職員及び各診療科責任者へ連絡すること。
- ③ 火気の取扱に十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- ④ 施設敷地内は禁煙とする。
- ⑤ 作業関係車両は交通ルールを厳守し、施設敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。

(7) 近隣住民への配慮

- ① 近隣住宅等に対する取替作業時の騒音については十分に配慮すること。
- ② 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うこと。また、作業用車両による搬出入に関しては適宜、散乱防止処置及び洗車を行うこと。

(8) 本業務以外の工事受注者等との調整

業務期間中に敷地内において、当院（町）が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本業務以外の工事受注者等と十分調整を行うこと。

(9) 産業廃棄物の処理

- ① 産業廃棄物の運搬、処分等については、廃棄物処理法により適切に行うものとする。
- ② 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出すること。（積替・保管についても同様とする。）

10 完了検査

受託者は本業務完了後、速やかに当院（町）の完了検査を受けること。指摘事項の是正については速やかに是正を完成させ、是正報告書を書面にて当院（町）に提出して確認を得ること。

11 保証期間

- (1) メーカー保証期間内についての交換費用も受託者において負担するものとする。ただし非常灯のバッテリーの故障など、一般的に消耗品としての扱いに当たるものに関しては、メーカーが定める保証期間内におけるの保守とする。
- (2) 保証期間内に照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (3) 保証期間終了後に不具合等が発生した際の受託者やメーカー等の連絡先を記載したサービス体制表を提出すること。
- (4) メーカー保証の有無に関わらず、受託者の施工の瑕疵により生じた事象は受託者が責任を持って迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。

12 業務内容の変更

- (1) 現地調査・作業検討終了時及び取替作業完了時において、使用機器提案書に記載された内容と現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は本業務担当職員と協議すること。
- (2) 請負代金額の変更を求める場合は、内訳明細書を基に変更内訳明細書を作成し提出すること。

13 その他

- (1) 取替作業に関連して当院（町）が行う手続きや検査に協力し、必要に応じて本業務担当職員の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。
- (2) 対象施設の状況等により本仕様書によることが困難若しくは本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、本業務担当職員と協議すること。
- (3) 既設照明器具の撤去工事、新設設備の設置工事施工に関して関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。
- (4) 本事業の履行にあたり、当院（町）が提供したすべての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのために必要な措置を講ずること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、公共工事に準じて取り扱うものとし、一般的に妥当と認められる方法により適切に対応すること。